

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター定款第7条の規定に基づき会員会費に関して必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額は次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額3,000円とする。
- (2) 夫婦会員については、会員1人につき年額2,500円とする。
ただし、後日夫婦会員となった場合は、新入会員は年額2,500円とするが、双方の割引は、次年度からの適用とする。
- (3) 在籍年数3年以上かつ満80歳以上の会員は、以下のとおりとし、次の納期からの適用とする。
 - ア. 満80歳から満89歳までの会員については、年額2,000円とする。
 - イ. 満90歳以上の会員については、年額1,000円とする。
- (4) 特別会員の会費は、年額1,500円とする。
- (5) 賛助会員の会費は、理事会において別に定める。
- (6) 前各号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日等)

第3条 会費は、毎年1回5月末までに当該年度の全額を納入することとする。

ただし、令和2年10月以降に入会した会員は、2年目以降は入会月の翌々月末までに全額を納入することとする。

- (1) 会費の納入に係る手数料は、会員が負担することとする。

(会費の返還)

第4条 会員が退会した場合、すでに納入された会費は返還しないものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1、この規程は昭和56年10月1日から施行する。
- 2、この規程（全文改正）は、昭和58年4月1日から施行する。
- 3、この規程（一部改正）は、昭和59年5月23日から施行する。
- 4、この規程（一部改正）は、平成3年4月1日から施行する。
- 5、この規程（一部改正）は、平成11年3月24日から施行する。
- 6、この規程は、平成24年4月1日公益社団法人移行認定登記の日から施行する。
- 7、この規程は、平成30年5月25日から施行し、平成30年度会費より適用する。
- 8、この規程（一部改正）は、令和2年10月1日から施行する。